

職員の勤務体制

(1 ヶ月単位の変形労働時間制)

第 49 条 法人に勤務する者の労働時間は、毎月 1 日から末日までを変形期間とする 1 ヶ月単位の変形労働時間制とし、変形期間を平均して 1 週間の所定労働時間を実働 40 時間以内とする。

- ② 始業、終業の時刻、および休憩時間は、原則（一斉休憩できないため、時間を記載）として次の通りとし、1 日の所定労働時間は実働 7 時間 30 分とする。

総務部・経理部

種別	労働時間	休憩	実労働時間
A	8 : 30 ～ 17 : 00	60 分	7.5 時間
B	9 : 00 ～ 17 : 30	60 分	7.5 時間
C	8 : 30 ～ 13 : 00		4.5 時間
D	13 : 00 ～ 17 : 30		4.5 時間
宿	17 : 30 ～ 8 : 30		

専門職

種別	労働時間	休憩	実労働時間
A	8 : 30 ～ 17 : 00	60 分	7.5 時間

看護部（看護師）

種別	労働時間	休憩	実労働時間
A	8 : 00 ～ 16 : 30	60 分	7.5 時間
B	9 : 00 ～ 17 : 30	60 分	7.5 時間
C	8 : 30 ～ 17 : 00	60 分	7.5 時間
D	8 : 00 ～ 15 : 00	60 分	6 時間
E	8 : 00 ～ 14 : 00	45 分	5.25 時間
F	8 : 00 ～ 12 : 00		4 時間

介護部

種別	労働時間	休憩	実労働時間
A	7 : 30 ～ 16 : 00	60 分	7.5 時間
B	8 : 30 ～ 17 : 00	60 分	7.5 時間
C	11 : 00 ～ 19 : 30	60 分	7.5 時間
夜	16 : 00 ～ 24 : 00	60 分	7 時間
明	0 : 00 ～ 9 : 00	60 分	8 時間